

2-1 日・シンガポールEPA改正議定書の概要



改正交渉の経緯

2002年11月
協定 発効



2006年4月
改正交渉開始を決定
(第2回総括委員会)



06年6月～07年1月
専門家会合 7回



2007年1月
大筋合意
(第3回総括委員会)



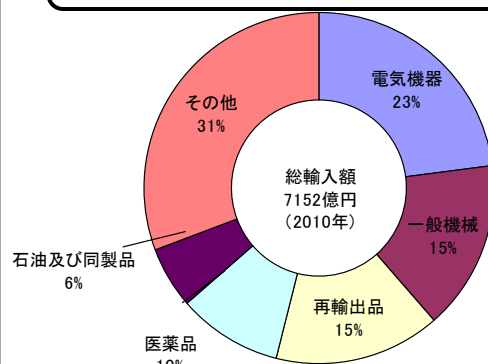
2007年3月
改正議定書署名



2007年9月
改正議定書発効

日・シンガポール経済連携協定 改正の意義

- － 発効後5年目を迎えた協定の見直し(双方関心分野の自由化拡大等)
- － ASEAN全体との経済連携強化のための更なるステップ



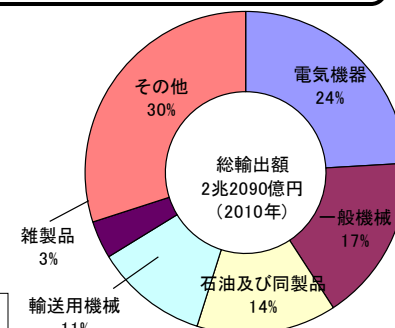
日本←シンガポール
(今次改正で輸入額の約95%が無税に)

(改正により約2%アップ)

日本の対シンガポール貿易構造

(2010年財務省貿易統計)

日本→シンガポール
(協定締結の時点で輸出額の100%が無税)



● 市場アクセス改善 (日本側のみ。シンガポール側は協定締結時点で全品目の関税を撤廃済。)

- 鉱工業品 一部の石油・石油化学製品(揮発油・軽油, ポリプロピレン等): <即時又は段階的関税撤廃>
- 農林水産品 マンゴー, ドリアン, アスパラガス, カレー調製品, 製材, えび等: <即時又は段階的関税撤廃>

● 金融サービス 特定約束の改善

- シンガポール側改善点
 - ・フル・バンク免許枠の拡大(1行分)
 - ・ホールセール・バンク(法人向け業務のみ)の免許発給数の制限撤廃
 - ・国境を越える証券取引の自由化拡大
- 我が方改善点
 - ・保険仲介サービスの自由化拡大
 - ・国境を越える証券取引の自由化拡大

● その他の主な改正部分

- 原産地規則
材料の価額に占める原産割合が40%以上(改正前は60%)であれば, 当該材料を原産材料であるとみなすこと等
- 税関手続
透明性向上に向けた更なる規定の整備等
- セーフガード措置の見直し
適用期間の延長, 暫定措置の導入等



日・メキシコ経済連携協定改正議定書の意義

- ・ 2005年4月発効の日・メキシコ経済連携協定について、同協定に基づき、物品の貿易に関する市場アクセスの条件の更なる改善及び原産地の証明手続の改正（認定輸出者による原産地申告制度の導入）等について定める。
- ・ 本改正議定書により、両国間の貿易の自由化が一層促進され、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

改正交渉の経緯

2005年4月
日・メキシコ
経済連携協定
発効

2007年4月
市場アクセスの
条件の改善に
関する議定書
発効

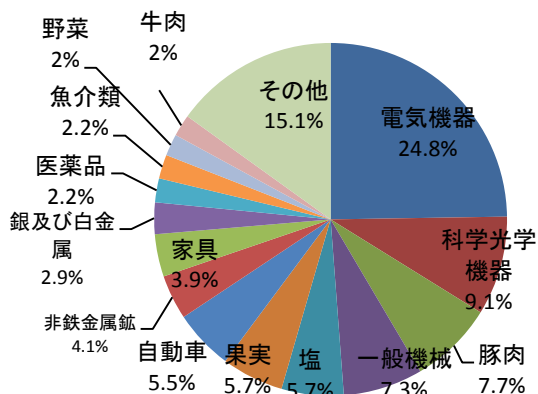
2008年9月
改正交渉を
開始

2011年2月
第6回合同
委員会で
実質合意

2011年9月
署名

2012年4月
発効

メキシコ→日 (輸入総額 4,119億円)

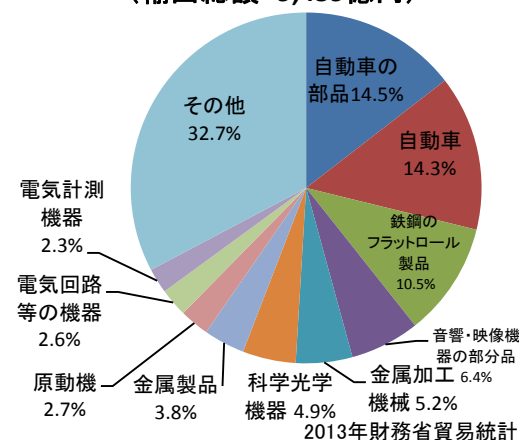


日・メキシコ間の貿易構造

日・メキシコ経済連携協定 発効以降の貿易の増大

貿易総額		(2004年) 7,850億円	➡	(2013年) 13,578億円
メキシコ →日	豚肉	32,712 t	➡	57,379 t
	牛肉	1,772 t		14,272 t
		(調製品を含む。)		
日→ メキシコ	自動車	827億円	➡	1,353億円
	自動車の 部分品	583億円		1,372億円

日→メキシコ (輸出総額 9,459億円)



【日・メキシコ経済連携協定改正議定書のポイント】

1. 市場アクセスの条件の更なる改善

日本側

- ❑ 牛肉・豚肉・鶏肉・オレンジ・オレンジジュース：
2012年～2016年の関税割当数量の拡大・枠内税率の削減
- ❑ アガベシロップ^(注)：2012年～2016年の関税割当ての新設

(注) リゅうぜつらんから作られる果糖水

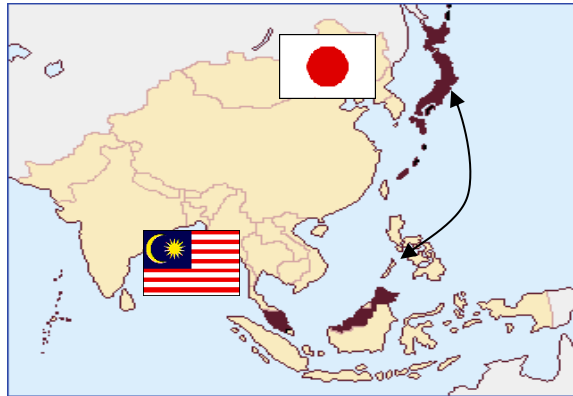
(パイナップル、デュラム小麦、甘しや糖等については、2014年に再協議)

メキシコ側

- ❑ 自動車部品・インクジェットプリンタ用紙・みかん：
2012年4月1日に関税撤廃
- ❑ りんご・緑茶：2012年～2016年の関税割当ての新設

2. 第5章を改正し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告制度を導入する

日・マレーシア経済連携協定



協定の意義 ～2006年7月発効～

- 二国間の貿易投資拡大・自由化の枠組み提供
- 「東方政策」を発展させた新時代の連携の象徴
- 東アジアEPA交渉の進展のための大きな推進力

協定の概要

● 往復貿易額の約97%で関税撤廃



輸出額の約99%が無税に

輸入額の約94%が無税に



＞ 我が国からの対マレーシア鉱工業品輸出

→ ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

鉄鋼: ほぼ全ての関税を10年以内に撤廃
一定条件を満たせば関税の免税措置を供与

自動車: 現地組立車用部品は関税即時撤廃
: その他部品・多くの完成車(2000cc以上の乗用車等)は2010年までに、その他の乗用車等は2015年までに関税を段階的に撤廃

＞ 農林水産品

□ 日本による市場アクセスの改善

熱帯果実: マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、
パパイア、ランブータン等は即時関税撤廃
バナナ: 関税割当の設置(枠内税率無税(毎年千トン))

林産品: 合板は協定全体の見直し時の再協議
合板以外の林産品は即時関税撤廃

(注) 違法伐採問題には協力して取り組むことを宣言。

□ マレーシアによる市場アクセスの改善

温帯果実: りんご、なし、かき等は即時関税撤廃

● 他分野でも包括的に連携推進

投資: 内国民待遇及び最恵国待遇の付与、特定措置の履行要求の禁止

サービス: 自国の特定する分野において、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇を約束

知的財産: 特許審査の迅速化、周知商標の保護、エンフォースメントの強化、知的財産分野での協力を行う

競争: 反競争的行為に対する適切な措置の実施及び規制の分野での協力を行う

ビジネス環境の整備: 相手国企業からの苦情・照会の窓口となる連絡事務所を設置

協力: 農林水産業、教育・人材養成、情報通信技術、科学技術、中小企業、観光及び環境の7分野での協力

● 一般的な見直し(今後の予定)

◆ 2011年が一般的な見直しの年(発効後5年目、及び以後5年ごとに実施する事を規定)

◆ 2013年2月に合同委員会を開催し、物品、原産地規則、投資、サービス、競争の5分野につき、各小委員会等で議論継続となった。但し、その後は未開催

◆ 次回合同委員会は各分野の議論が進んだところで、再度開催(時期は追って協議)

◆ TPP及びAJCEP交渉の状況も踏まえ、今年半ばに今後の方針を改めて検討

2-4 日・チリEPA<協定の概要>

締結の意義

- 日本企業による対チリ貿易・投資環境の改善(チリは米, EU, 韓国, 中国等40ヶ国以上とFTA締結済み)
- 銅を始めとする鉱物資源の安定供給確保に寄与(チリは, 銅, モリブデン等の対日最大供給国)
- 日本から南米地域への経済進出拠点の確保(政治民主化・経済発展→南米の模範国, 域内で多くのFTA等締結)

①物品の貿易

チリ市場へのアクセスの改善

● 鉱工業品の貿易

→ ほぼ全ての鉱工業品につき, 10年以内に関税撤廃

・自動車／一般機械／電気電子製品: 即時関税撤廃

● 農林水産品等の貿易

・我が国輸出関心品目の関税撤廃:

緑茶, ながいも, 柿, 日本酒等

輸出総額
約1,040億円

往復貿易額の約92%を10年以内に関税撤廃

日本の対チリ輸出額の99.8%が無税に
(EPA発効前はほぼ全品目が有税)

日本のチリからの輸入額の90.5%が無税
(EPA発効前は30%弱の品目が有税)

日本市場へのアクセスの改善

● 鉱工業品の貿易

→ ほぼ全ての鉱工業品につき, 10年以内に関税撤廃

・精製銅: 10年間での段階的関税撤廃

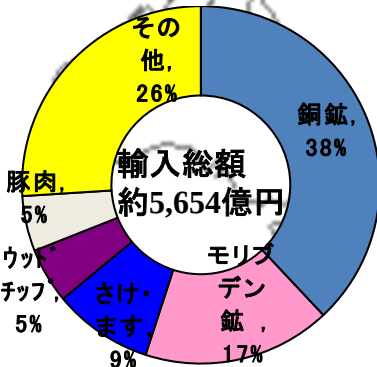
● 農林水産品等の貿易

・ギンザケ・マス: 10年間での段階的関税撤廃

・ワイン(ボトル): 12年間での段階的関税撤廃

・牛肉, 豚肉, 鶏肉等: 関税割当を設定

・林産品(合板等を除く): 即時又は段階的関税撤廃



統計出典:
2005年財務省貿易統計

②多分野で包括的な連携を促進

投資: 内国民待遇, 最恵国待遇, 特定措置の履行要求の禁止を含め, 投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。チリと既にFTA締結済みの米国, カナダ, 韓国等と概ね同等の条件を確保。

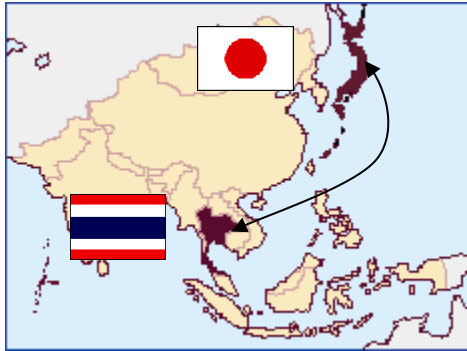
サービス: 内国民待遇, 最恵国待遇, 現地における拠点設置要求禁止を約束するとともに, サービス貿易促進のため, 関連規制等に関する透明性を確保。

政府調達: 両国の政府調達手続への参加を促進するため, 内国民待遇, 無差別待遇, 調達の効果を減殺する措置の禁止, 及び手続の透明性を確保。

ビジネス環境整備: 両国のビジネス環境整備について協議するメカニズムであるビジネス環境整備小委員会を設置。政府関係者に加えて, 関係民間部門, 諸機関の関係者も参加。

その他, 税関手続, 金融サービス, 商用目的での国民の入国及び一時的滞在, 知的財産, 競争等の分野で包括的な連携を促進。

2-5日・タイEPA<協定の概要>



- 日本にとり第7位の貿易相手国(2010年財務省貿易統計)であり、主要な投資先(日本にとり第7位の投資先、ASEANではシンガポールに次いで2位、日本銀行HP2009年末対外直接投資残高より)であるタイとの間の貿易投資拡大による更なる経済緊密化に寄与。
- 東アジア地域の経済連携強化への大きな推進力。
- 2007年11月発効。我が国にとって、日・シンガポール、日・メキシコ、日・マレーシア、日・チリに続き発効する5つ目のEPA。

双方9割以上の貿易を自由化

他分野でも包括的に連携を推進

税関手続:貿易の円滑化を図るため、税関手続の透明化、簡素化及び協力・情報交換を推進。

相互承認:日タイの電気用品にかかわる適合性評価の結果を相互に受け入れる。これにより、双方の電気製品の適合性検査が自国内で実施可能となり、貿易手続が簡素化されることになる。

サービス:タイ側は、製造業関連サービス(卸売・小売サービス、保守・修理サービス)、海運サービス等の自由化の約束を改善。

投資:タイ側は、ほとんどの製造業分野において、日本の投資家に対し、現状の投資政策をより制限的に変更する意向のないことを確認。

人の移動:日本側は一定の要件の下でのタイ料理人、指導員(タイ伝統舞踊、タイ音楽、タイ料理等)の入国・一時的滞在を約束、介護福祉士、スパ・セラピストについては継続協議。タイ側は就労目的の在留許可要件、就労に係る手続について約束。

知的財産:手続の簡素化・透明化、知的財産権保護の強化、権利行使の強化等。

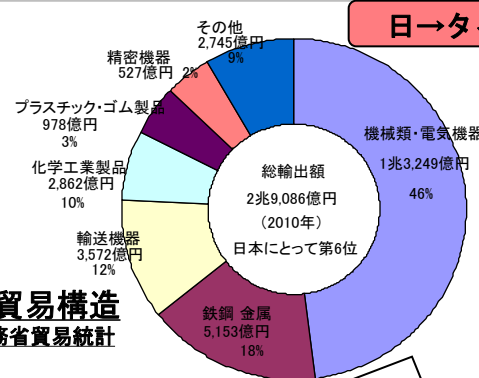
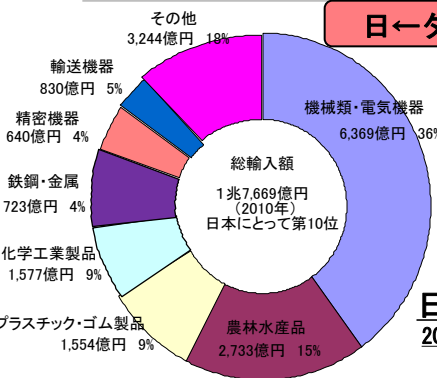
競争:両国競争当局は、執行活動に係る通報、情報交換等で協力。

協力:農林水産業、教育・人材養成、ビジネス環境の向上、金融サービス、情報通信技術、科学技術・エネルギー・環境、中小企業、観光並びに貿易及び投資の促進の9分野で協力。

日←タイ

日→タイ

日タイ貿易構造 2010年財務省貿易統計



タイへの輸出額の約97%が無税に(2003年タイ貿易統計)

タイからの輸入額の約92%が無税に(2004年財務省統計)

> 鉱工業品

□タイによる市場アクセスの改善

・鉄鋼: 全ての関税を10年以内に撤廃。このうち全輸出額の約半分が即時撤廃(無税枠を含む)

・自動車: 3000cc超は現行税率80%を4年目までに60%まで段階的引き下げ、3000cc以下については再協議

・自動車部品: 原則5~7年後に関税撤廃

> 農林水産品

□日本による市場アクセスの改善

・関税即時撤廃: 熱帯果実(マンゴー、マンゴスチン、ドリアン等)、えび・えび調製品、

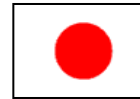
・関税削減: 鶏肉・鶏肉調製品

> 2011年4月1日以降(5年目)の再協議
豚肉、パイナップル缶詰・果汁、かつお・マグロ(生鮮・冷凍)等(日本側: 6桁ベースで174品目、9桁ベースで343品目)

2-6 日・インドネシアEPA<協定の概要>

- 日本にとり第11位の貿易相手国(往復貿易額:2006年財務省貿易統計)であり, 主要な投資先
- ASEANとの経済連携強化のための大きなステップ(ASEAN原加盟国とは全て二国間EPAを締結又は署名済み。)
- エネルギー・鉱物資源(天然ガス, 石油, 石炭等)の安定供給に資する枠組み
- 2008年7月1日, 発効

1. 物品の貿易(往復貿易額(2004年5月-2005年4月貿易実績)の約92%が無税に)



インドネシアへの市場アクセス改善

→インドネシアへの輸出額の約90%が無税に(2004年5月-2005年4月貿易実績)(下記3. の鉄鋼の特定用途免税を含めると推計ベースで実質96%前後)

1. 自動車・同部品(0-60%): 大部分が段階的関税撤廃
2. 電気・電子機器(0-15%): 即時或いは段階的に関税撤廃
3. 鉄鋼(0-20%): 自動車・同部品, 電気・電子, エネルギー, 建設機械等の用途に供する輸入品に対する免税措置
4. 温帯果実(5%): りんご, ぶどう, かき等の即時関税撤廃

日本への市場アクセス改善

→インドネシアからの輸入額の約93%が無税に(2004年5月-2005年4月貿易実績)

1. 鉱工業品: ほぼ全ての品目で即時関税撤廃
2. 熱帯果実
 - ・生鮮バナナ: 関税割当; 年間1,000 t (10%, 20%→0%)
 - ・生鮮パイナップル(900g未満): 関税割当; 段階的に割当て数量を増やし5年目には, 年間300 t (17%→0%)
3. 林産物(合板を除く)の即時関税撤廃(0~6%→0%)
4. えび, えび調製品の即時関税撤廃(1~5.3%→0%)
5. ソルビトール(菓子, 佃煮等に使う甘味料)の関税割当; 年間25,000 t (枠内税率: 3.4%), 枠外税率の削減(7年間で17%→12%)等

2. 多くの分野で包括的な連携を推進

●投資

内国民待遇, 最恵国待遇, 特定措置の履行要求禁止, 国対投資家の紛争解決等の質の高い投資ルールを規定。

●サービス

①更なる自由化を含む高い約束を得た分野: 金融, 建設, 観光, 映像・音響, 製造業関連

②進出済みの日本企業が与えられた条件の保護を確保した分野: 金融, コンピューター関連

●自然人の移動

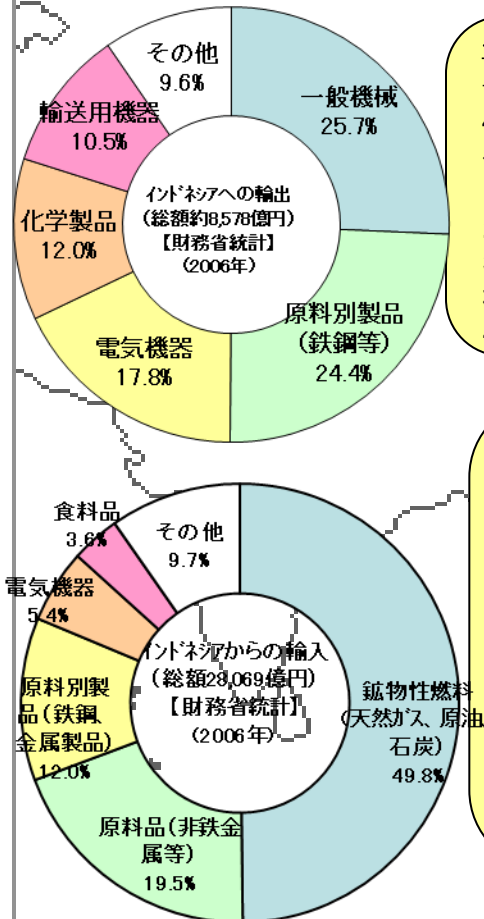
短期商用訪問者, 企業内転勤者, 看護師・介護福祉士候補者等の入国及び一時的な滞在を約束。

●エネルギー・鉱物資源

エネルギー・鉱物資源の安定供給に資する枠組みの提供(例: 投資促進・円滑化のための協力, 協議メカニズムの導入, 新たな規制措置導入の際の通報・既存の契約関係の混乱回避, 輸出許可手続の透明性確保)。

●その他

税関手続, 知的財産, 競争, ビジネス環境整備, 協力(製造業, 農林水産業, 貿易投資促進, 人材育成, 観光, 情報通信技術, 金融サービス, 政府調達, 環境の9分野)についての枠組みを規定。

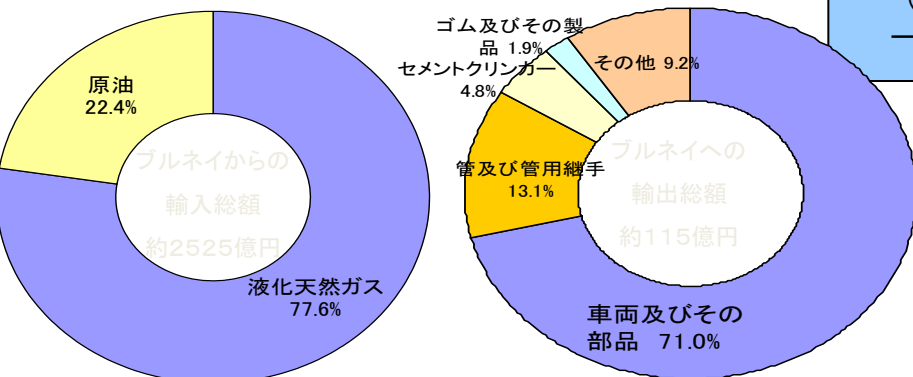




2-7 日・ブルネイEPA<協定の概要>



往復貿易額の約99.9%を10年以内に関税撤廃
(統計出典:2005年財務省貿易統計)



締結の意義 (2008年7月31日発効)

- ASEAN全体との経済連携強化のための一つのステップ
(ASEANの「オリジナル6」とは全て二国間EPAを署名・締結済み)
- エネルギー資源 (天然ガス, 石油) の安定供給に資する枠組み提供

多くの分野で包括的な連携を推進

税関手続

貿易の円滑化の観点から、税関手続の予見可能性、一貫性及び透明性並びに関税法の適切な適用及び通関の迅速化を確保するとともに、当局間の協力・情報交換を促進。

投資

内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止を含め、投資の保護の強化とより自由な投資の枠組みを整備。

サービス貿易

市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のための規律と枠組みを整備し、WTOでの約束を超えたサービス貿易自由化を相互に約束。

エネルギー

エネルギー分野において規制措置を取る際の既存の契約関係への十分な配慮及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズムを規定し、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化。

ビジネス環境整備

知的財産の保護及び政府調達市場の自由化をビジネス環境整備の要素として位置付け。協議の枠組みとして政府関係者及び必要に応じて関連民間部門の関係者が参加するビジネス環境整備小委員会を設置。

協力

二国間の経済連携の強化のため、以下の10分野について協力を実施。
①貿易投資促進、②中小企業、③農林水産業、④観光、⑤教育・人材養成、⑥情報通信技術、⑦科学技術、⑧環境、⑨知的財産、⑩陸上交通

ブルネイからの輸入額の99.99%が無税に (2005年の無税割合約99.9%)

ブルネイへの輸出額の99.94%が無税に (2005年の無税割合約32%) (2005年ブルネイ貿易統計)

● 日本側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品

ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

□ 農林水産品

(関税撤廃を行う品目例)

- ・アスパラガス、マンゴー、ドリアン: 即時関税撤廃
- ・野菜ジュース、カレー調製品: 段階的関税撤廃
- ・林産品(合板等を除く): 即時又は段階的関税撤廃
- ・えび: 即時関税撤廃

● ブルネイ側の市場アクセス改善

□ 鉱工業品

- ・自動車(乗用車、バス、トラック等): 3年以内に関税撤廃 (20%→0%)
- ・自動車部品: ほぼ全ての品目につき3年以内に関税撤廃 (20%→0%)
- ・電気・電子製品、産業機械: ほぼ全ての品目につき5年以内に関税撤廃 (5~20%→0%)

□ 農林水産品

- ・ほぼ全ての農林水産品につき、即時又は段階的関税撤廃

日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定の概要

平成26年1月
外務省

協定の意義と概要

我が国初の複数国間の経済連携協定(EPA)。我が国と緊密な関係を有するASEANとの戦略的関係を強化するもの。
本協定は、物品貿易の自由化・円滑化の他、(1)知財・農林水産分野(違法伐採対策を含む)での協力や(2)サービス貿易、並びに投資の自由化及び保護についての今後の交渉等も規定している。
2012年に、我が国企業等によるAJCEPの特恵関税の利用は約5,000件に上る。

交渉経緯等

2005年4月 AJCEP協定の交渉開始。以来、11回の正式交渉会合を開催。
2007年11月 日ASEAN首脳会議にて物品貿易等について交渉妥結を報告。
2008年12月より順次発効。以降合同委員会を定期的に開催。
2010年10月 投資及びサービス分野について交渉を開始。
2013年12月 日ASEAN特別首脳会議にて投資章及びサービス章交渉について実質合意を歓迎。

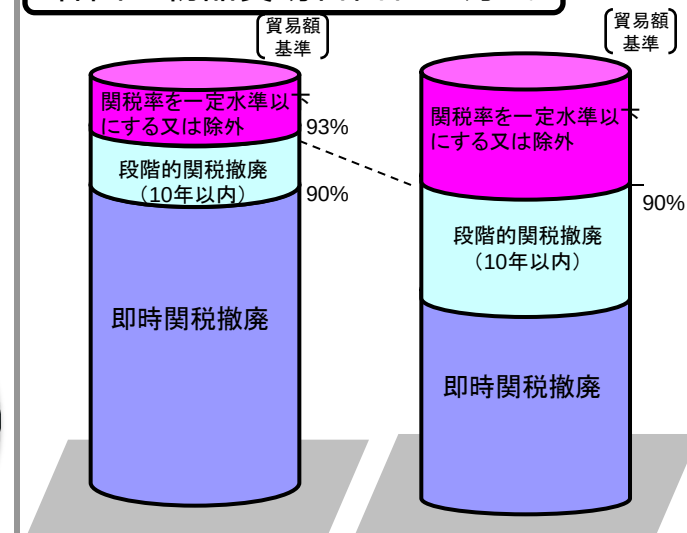
日本側のオファー

- 鉱工業品については、殆どの物品について、10年以内に関税撤廃を行う。
- 農林水産品については、守るべきは守りながら、ASEAN側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行った。

アセアン側のオファー

- 原産地規則の累積によって裨益する効果が大きい品目(例えば、薄型テレビや薄型テレビパネル、自動車部品等)については、殆どの国において、十分な関税の撤廃・削減が約束される等、質の高い内容を実現した。

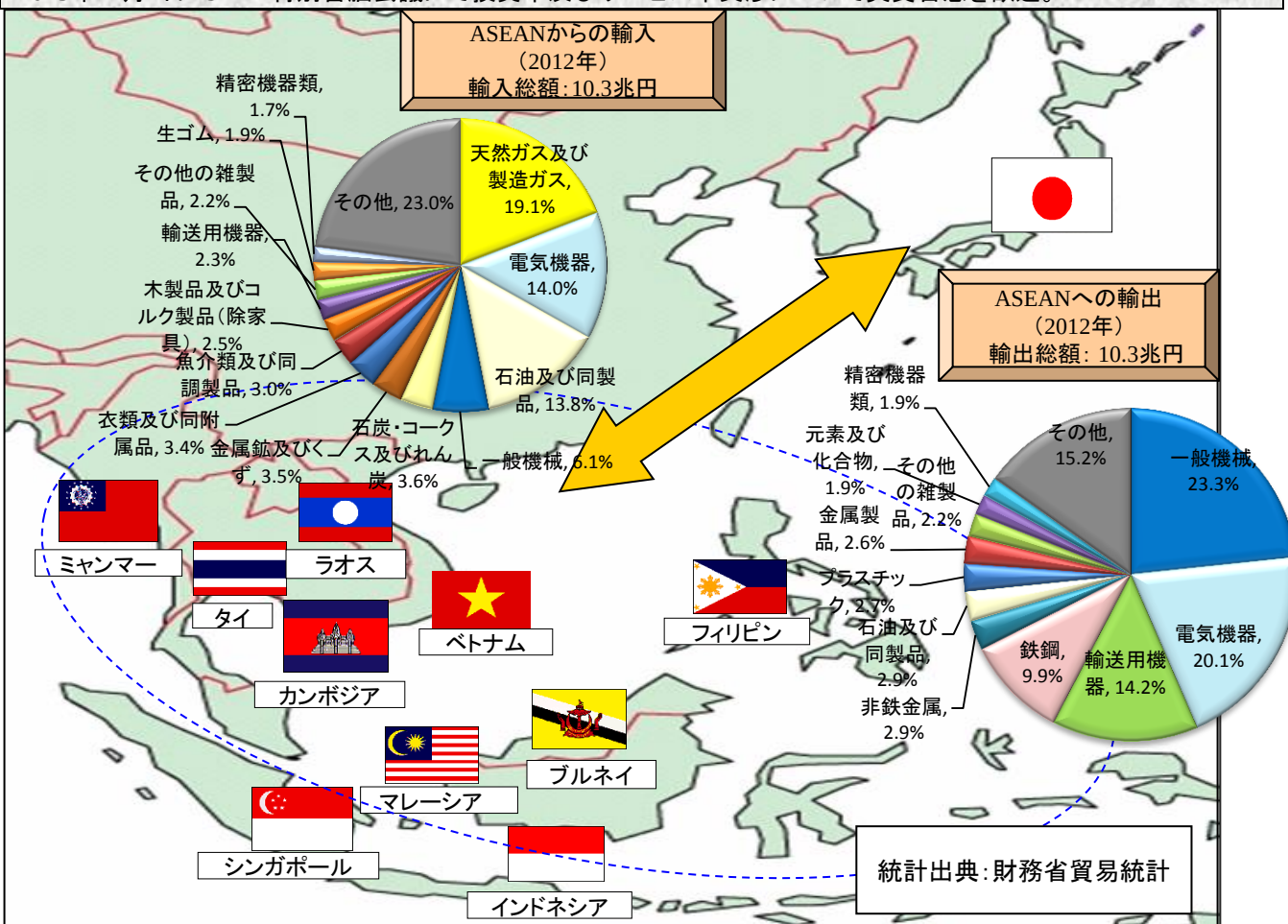
各国の物品貿易自由化の方式



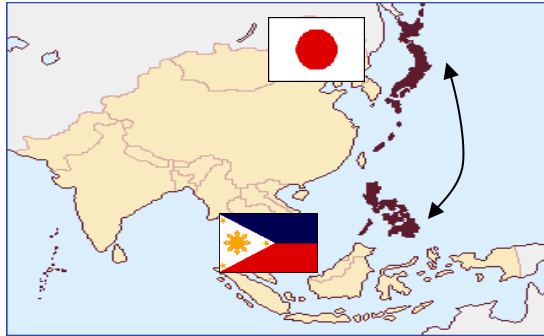
<日本側モダリティ>

<アセアン6(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイ)のモダリティ>

ASEAN新規加盟国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム):ASEAN6に比べ、各々の経済発展段階に応じた差を設ける。



2-9 日・フィリピンEPA<協定の概要>



協定の意義 ～2006年9月署名, 2008年12月発効～

両国間の貿易投資自由化・拡大, 相互依存関係深化の法的枠組み整備

往復貿易額の約94%で関税撤廃



輸出額の約97%が無税に

輸入額の約92%が無税に



>我が国からの対フィリピン鉱工業品輸出

→ほぼ全ての鉱工業品につき10年以内に関税撤廃

鉄鋼: 日本からの輸出量の60%以上について関税を即時撤廃(無税枠を含む)

自動車: 現地組立車用部品のうち比で生産されていないものは関税即時撤廃, その他の部品は即時～10年以内に関税撤廃
: 3000cc超の乗用車・バス・トラック等は原則2010年に関税撤廃, 3000cc以下の乗用車は段階的な関税削減の後2009年に再協議

>農林水産品

□日本市場へのアクセスの改善

・ **バナナ** (小さい種類のもの): 10年間で関税撤廃, その他の種類も関税削減

・ **パインアップル** (900g未満のもの) の関税割当: 枠内無税 (1年目1000トン→5年目1800トン)

・ **水産物**: キハダマグロ, カツオ (協定発効後5年間で関税撤廃)

□フィリピン市場へのアクセスの改善

・ **我が国輸出関心品目の温帯果実の関税即時撤廃**: ぶどう, りんご, なし等

包括的に連携を推進

サービス: コンピュータ, 流通, 金融, 海運等でWTOを超える自由化約束(外資制限緩和等)

投資: 内国民待遇及び最恵国待遇の付与, 特定措置の履行要求の禁止

知的財産: 知的財産制度の透明性向上, 権利行使の強化, 協議メカニズムの設置, 知的財産分野での協力

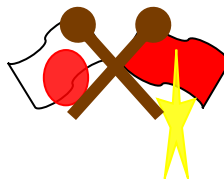
競争: 反競争的行為に対する取組による競争の促進及びその分野での協力

ビジネス環境の整備: 相手国企業等からの苦情・照会を可能とする委員会を設置

協力: 人材育成, 金融サービス, 情報通信技術, エネルギー・環境, 科学技術, 貿易・投資促進, 中小企業, 観光, 運輸, 道路整備の10分野

人の移動: 短期の商用訪問者, 企業内転勤者, 看護師・介護福祉士等

2-10 日・ベトナムEPA<協定の概要>



日本・ベトナム経済連携協定(EPA)の意義

関税の撤廃・削減、サービス貿易の自由化及び関連分野の連携強化を図ることにより、日・ベトナム間の貿易の拡大、投資活動の促進及び経済関係全般の強化に貢献する。ベトナムにとっては初めての二国間EPA。

交渉の経緯

2005年12月
交渉立ち上げのための共同検討会合の開始を決定
(首脳会談：東アジア首脳会議)

2006年2月、4月
2回の共同検討会合を開催

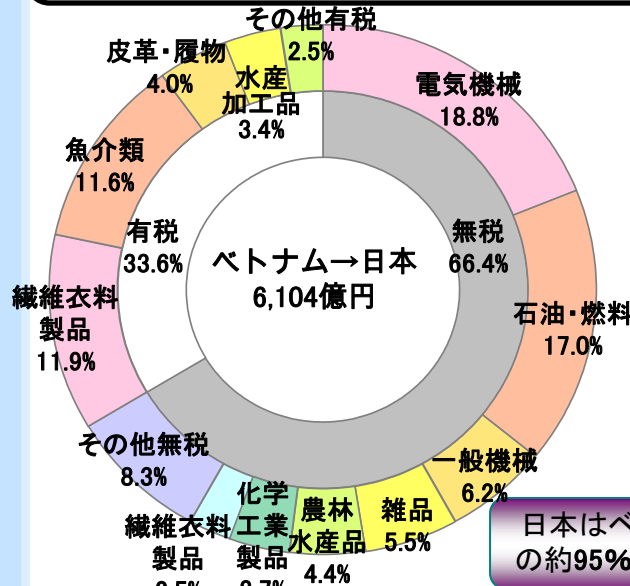
2006年10月
正式交渉開始決定
(首脳会談)

**2007年1月～
2008年9月**
9回の正式交渉会合及び6回の中間会合を開催

2008年9月
大筋合意

2008年12月
署名
(日本側外務大臣・
越側商工大臣
の会談)

2009年10月
発効



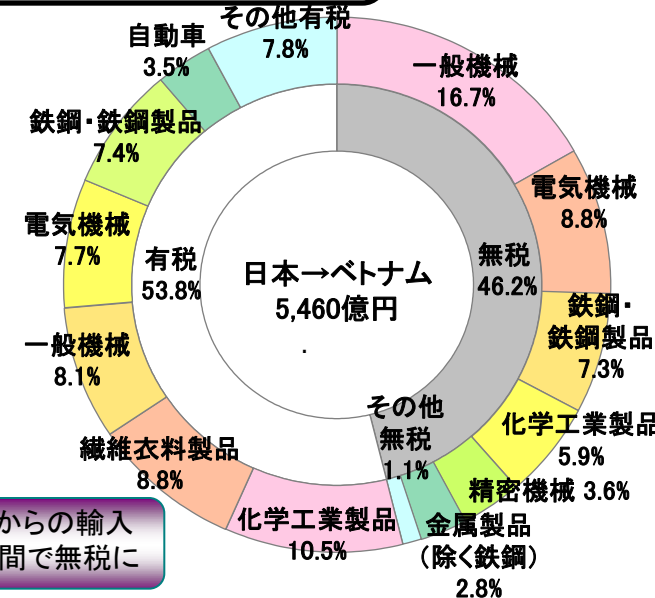
2006年財務省貿易統計

往復貿易額の約92%を
協定発効後10年間で関税撤廃

日本はベトナムからの輸入
の約95%を10年間で無税に

ベトナムは日本からの輸入
の約88%を10年間で無税に

参考：16年以内では約93%が無税に



2006年ベトナム貿易統計

日・ベトナム経済連携協定の各分野の要旨

日本側の市場アクセス改善

- ❑ 鉱工業品：ほぼ全ての品目については即時関税撤廃
- ❑ 農林水産品：農産品では、ドリアン、オクラ、冷凍ほうれん草、スイートコーン、天然はちみつ(関税割当)等の農産品、合板等を除く林産品、えび・えび調製品、冷凍たこ及び冷凍たちうお等水産品のアクセス改善

ベトナム側の市場アクセス改善

- ❑ 鉱工業品：ボルト・ナット、ギアボックス、エンジン・エンジン部品等の自動車部品、熱延鋼板、亜鉛めっき鋼板及び冷延鋼板等の鉄鋼製品、フラットパネル、DVD部品、デジタルカメラ、カラーテレビ等電気電子製品・部品のアクセス改善
- ❑ 農林水産品：切花、りんご、なし、みかん、太平洋さけ等のアクセス改善

- ❑ 税関手続：税関手続の簡素化の促進、水際取締に係る当局間の協力の促進
- ❑ 衛生植物検疫措置(SPS)：情報交換、科学的協議及び協力に関する議論などを行う協議メカニズムの設置
- ❑ 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT)：技術的協議及び適合性評価の結果受入れ促進等を行う協議メカニズムの設置
- ❑ 自然人の移動：特定の分野についてそれぞれ定める条件に従って自然人の入国及び滞在を約束。※発効後の追加的交渉の結果、看護師・介護福祉士候補者受入れを決定(2011年10月首脳会談)。
- ❑ サービスの貿易：サービス貿易の一層の自由化を目的とした基本ルールの強化
- ❑ 知的財産：知的財産保護制度の効率的かつ透明な運用を促進
- ❑ 競争：競争の促進及び競争政策の強化等についての協力の促進
- ❑ 協力：8つの分野において協力を促進
- ❑ ビジネス環境整備：相手国に進出した企業が直面する様々な問題を解決するための仕組みを設置



日・スイス経済連携協定の意義

- －我が国にとって、欧州の国との間の初の協定。経済分野における両国の一層の関係強化に寄与。
- －日・スイス両国の関税の撤廃・削減による市場アクセスの改善。
- －原産地証明制度について、従来の第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による原産地申告制度を導入。
- －サービス貿易、投資及び知的財産分野においても高いレベルの成果。また、我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置。
- －往復貿易額の99%以上を占める物品の関税を発効10年以内に撤廃

日スイス経済連携協定の各分野の要旨

□物品貿易

スイス市場へのアクセスの改善

（日本からの輸入額の約99%が無税）

鉱工業品：すべての品目につき即時関税撤廃

農林水産品：清酒、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等について即時関税撤廃

日本市場へのアクセスの改善

（スイスからの輸入額の約99%が無税）

鉱工業品：ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

農林水産品：

・インスタントコーヒー、アロマオイル、食品添加物（ペクチン）等：即時関税撤廃

・一部のスイス特産のナチュラルチーズ、チョコレート等：関税割当て

・ワイン：段階的関税撤廃

□**原産地規則**：第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による原産地申告制度を導入。

□**投資**：投資の保護の強化及び自由化に関する規律。

□**サービス貿易**：WTOを大きく越える自由化を約束。

□**知的財産**：知的財産の保護・強化、模倣品・海賊版対策を含む権利行使の面での協力について規定。

□**自然人の移動**：スイス側は滞在許可証の人数制限を我が国には適用しないこと等を約束。

□**税関手続**：税関手続の透明性を確保、協力・情報交換を推進。

□**電子商取引**：我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置。

□**競争**：双方の競争当局が適切な措置を執ることを確認するとともに、当局間の具体的な協力手続等について規定。

□**経済関係緊密化**：政府関係者・民間部門による経済関係の緊密化に関する小委員会の設置に合意。

交渉の経緯

2005年4月

政府間共同研究会の開始を決定（首脳会談）

2005年10月～06年11月

共同研究会を5回開催

2007年1月

交渉開始を決定（首脳電話会談）

2007年5月～08年6月

7回の交渉会合

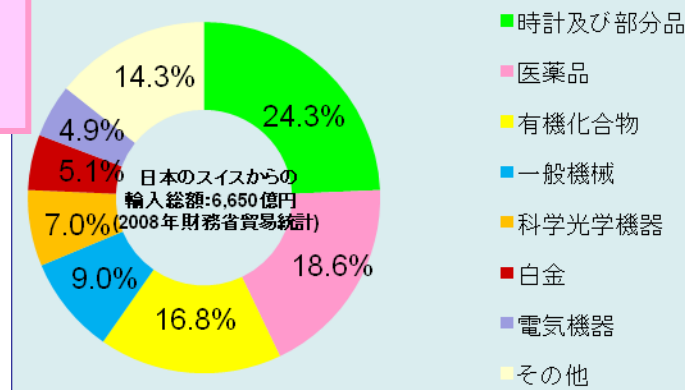
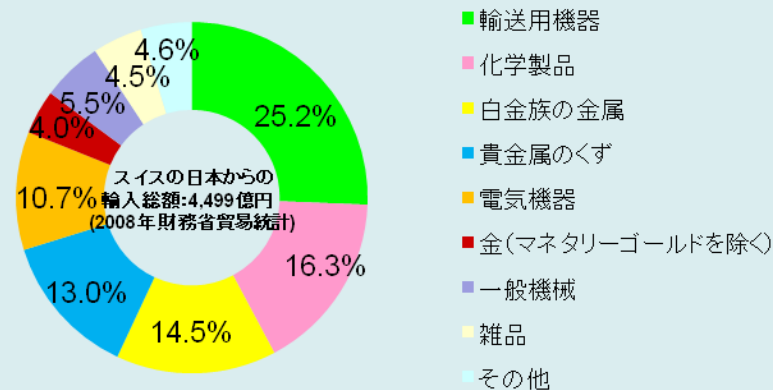
2008年9月

第8回会合の結果を受け大筋合意

2009年2月
署名

2009年9月
発効

日スイス間の貿易構造





日・インド包括的経済連携協定の意義

アジア第3位の経済規模を有し、近年著しい経済成長を続けるインドとの間で、貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大とともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日インド関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2004年11月
日印共同研究会
(JSG) 立ち上げに合意

2005年7月
～2006年4月
4回のJSGを実施

2006年12月
交渉開始を決定

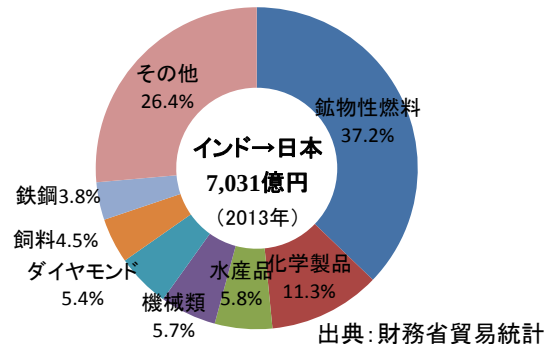
2007年1月
～2010年9月
14回の正式会合と多数の中間会合を開催

2010年9月
大筋合意

2010年10月
交渉完了を宣言

2011年2月
署名

2011年8月
発効

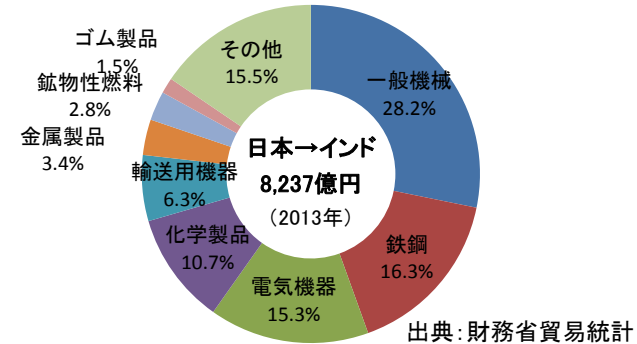


日印間の貿易構造

往復貿易額の約94%につき
協定発効後10年間で関税撤廃

インドは日本からの輸入の約
90%を10年間で無税に
(2006-07年インド貿易統計)

日本はインドからの輸入の約
97%を10年間で無税に
(2006年 財務省貿易統計)



◇物品の貿易

日本側の主な市場アクセス改善品目

□ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税撤廃

□ 農林水産品

以下のような品目について関税撤廃
ドリアン (2.5%※)、スイートコーン (6%)、カレー (3.6%※)、紅茶 (3kg超・飲用) (2.5%※)、製材 (3.6%※)、えび (1-2%)、えび調製品 (3.2%～5.3%)

インド側の主な市場アクセス改善品目

□ 鉱工業品

以下のような品目について関税撤廃
・自動車部品: エンジン関連部品 (7.5～10%)、マフラー (10%)
・鉄鋼: 熱延鋼板 (5%)、冷延鋼板 (5%)、亜鉛めっき鋼板 (5%)、合金鋼 (5%)
・電気電子製品: DVDプレーヤー (10%)、ビデオカメラ (10%)
・産業機械: トラクター (10%)、ブルドーザー (7.5%)

□ 農林水産品

以下のような品目について関税撤廃
盆栽 (5%)、ながいも (30%)、桃 (30%)、いちご (30%)、柿 (30%)

(カッコ内は現行関税率 (*印は一般特惠税率))

◇他分野でも包括的に連携を推進

原産地規則: 迂回貿易の防止の観点から、一般規則としてより厳格なルールを採用しつつ、我が国が輸出に関心を有する多くの製品については、より貿易促進的なルールを採用した。

税関手続: 税関当局間で税関手続の簡素化・調和及び効果的な取組み確保のための協力・情報交換について規定。

サービスの貿易: インド側は、電気通信、流通、金融等、日本側は実務、環境等に関し、市場アクセス及び内国民待遇に係る約束をWTOにおける約束水準よりも改善する。

自然人の移動: 両国とも、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び専門家を含む自然人の移動に関し、WTOにおける約束水準を上回る約束を行う。また、両国の自然人の入国・滞在に係る要件及び手続の透明性を向上させる。

投資: 内国民待遇、投資財産設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止、国対投資家の紛争解決を始めとする投資自由化・保護を規定。

知的財産: 両国は、知的財産の十分に効果的かつ無差別的な保護を確保するとともに、権利取得に係る手続の簡素化の措置をとる。また、具体的な知的財産の保護水準に関し、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許保護可能性や、広く認識されている商標の更なる保護といったWTO協定水準を超える知的財産保護を規定。

協力: 両国間の経済連携の強化を図ることを目的として、環境、貿易・投資促進、情報通信技術、エネルギー、観光等の分野において協力を促進する。

ビジネス環境整備: 両国政府、民間部門及びその他の関係機関の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備に資する仕組みを提供する。

TBT・SPS (強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置): 情報交換、相互承認の取決めに至る段階的アプローチ等の協議メカニズムを設置する。後発医薬品の承認審査においては、国内法令の要求を満たしている場合、相手国からの申請に対し、内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了させる。



2-13 日・ペルーEPA＜協定の概要＞



日・ペルー経済連携協定の意義

豊富な資源と高い経済成長を背景に近年ますます注目を集める中南米地域において、安定した自由主義的経済政策を堅持する主要国の一つ。貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大に資するとともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日ペルー関係全体の緊密化が期待される。

交渉の経緯

2008年11月
日ペルー首脳会談で
EPA交渉開始を
前向きに検討する
ことで一致

2009年2月
日ペルー外相会談で
準備会合実施合意

2009年3月
準備会合を開催

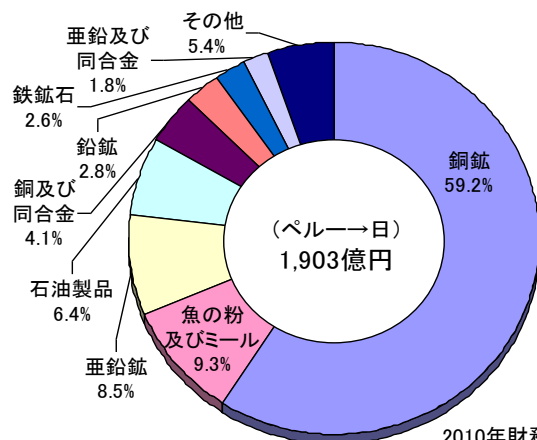
2009年4月
日ペルー首脳電話会
談で交渉開始決定

2009年5月
～2010年11月
7回の正式会合と
中間会合を開催

2010年11月
交渉完了

2011年5月
署名

2012年3月
発効



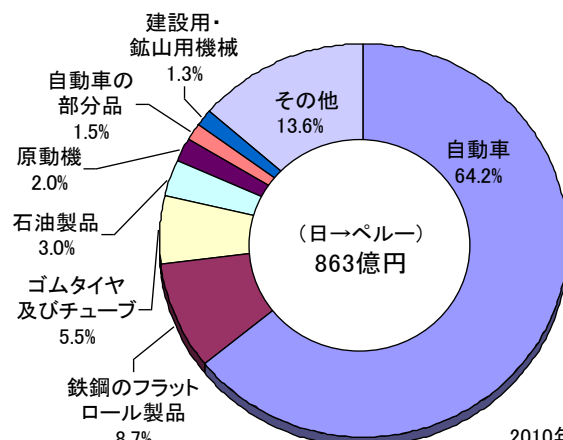
2010年財務省貿易統計

日ペルー間の貿易構造

往復貿易額の99%以上を
協定発効後10年間で関税撤廃

ペルーは日本からの輸入の
99%以上を10年間で無税に
(2008年ペルー側貿易統計(注))
(注: ただし、中古品は関税撤廃の対象外)

日本はペルーからの輸入の
99%以上を10年間で無税に
(2008年財務省貿易統計)



2010年財務省貿易統計

◇物品の貿易

日本側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品: ほぼ全ての品目
- 農林水産品: 鶏肉・鶏肉調製品, アスパラガス, とうもろこし(菓子用・飲料用)等の農産品, 製材等の林産品, アメリカおおかいか等の水産品

ペルー側の主な市場アクセス改善品目

- 鉱工業品: 乗用車, 二輪車等の自動車, サスペンション, ガスケット, 伝動軸, 強化ガラス等の自動車部品, ボルト・ナット等の鉄鋼製品, テレビ, ブルーレイディスクレコーダー, リチウムイオン電池, 鉛蓄電池等の電気・電子製品, 医薬品, ボールペン 等
- 農林水産品: ながいも, りんご, 梨, 柿, 緑茶, 清酒 等

◇多くの分野で包括的な連携を推進

原産地規則: 第三者証明制度に加え, 認定輸出者による原産地申告制度等を規定。

税関手続及び貿易円滑化: 税関手続の透明性・通関の迅速化を確保する枠組みを規定。両国間の協力・情報交換について規定。

S P S・T B T: 情報交換等を行う小委員会を設置。T B T章では, 透明性の向上等について改訂。

国境を越えるサービスの貿易: 内国民待遇, 最恵国待遇等の原則の下, 例外となる国内措置等を明確化。W T Oでの約束を超えたサービス貿易自由化を約束。

商用目的の国民の入国及び一時的な滞在: 両国の短期商用訪問者, 企業内転勤者, 投資家, 専門家等の入国及び一時的滞在について約束。

政府調達: 内国民待遇, 無差別待遇, 調達の効果を減殺する措置の禁止, 透明性の確保等に関し規定。

知的財産権: 十分に効果的かつ無差別な知的財産保護, 知的財産権を行使するための措置, 並びに制度の運用における効率性及び透明性の促進について規定。

競争: 反競争的な行為に対する規制措置, そのための当局間協力に関する手続等について規定。

ビジネス環境の整備: 両国政府, 民間企業, 及びその他の関係機関の参加を得て, ビジネス環境向上に資する仕組みを提供。

協力: 貿易・投資の促進, 製造業, 漁業, 科学技術及び環境, 情報通信技術, 観光, 農業, 運輸の各分野において協力を促進。

投資: 既存の日・ペルー投資協定の規律を組み込み。



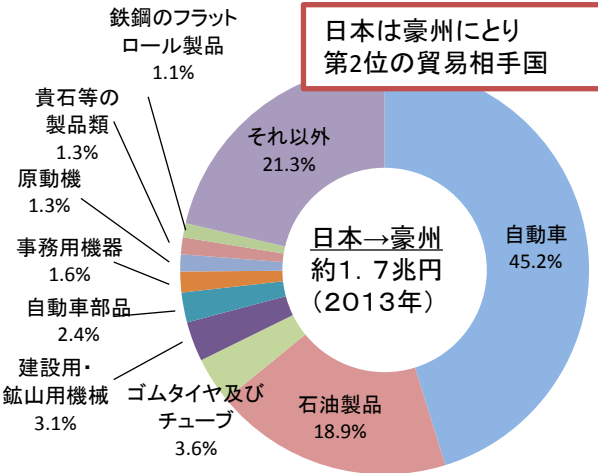
日・豪経済連携協定

Agreement between Japan and Australia for an Economic Partnership



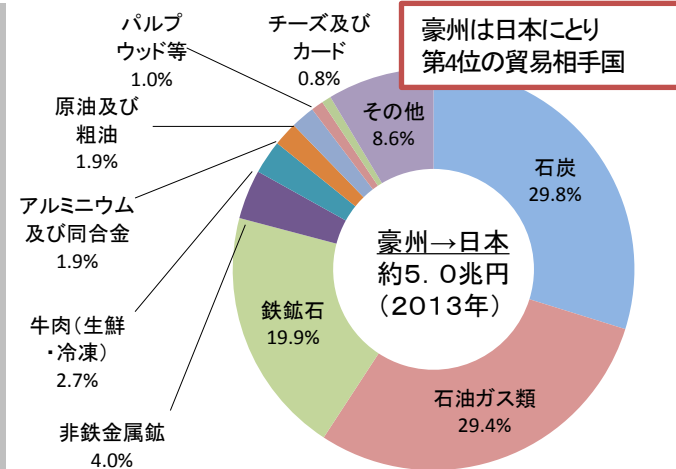
◆意義

- 戦略的パートナーである豪州との経済連携の強化・二国間関係の緊密化（これまでの二国間EPAパートナーで最大の貿易相手国）
- 豪州市場における日本企業の競争力を確保しつつ、エネルギー・鉱物資源、食料の安定供給を強化
- アジア太平洋地域のルール作りを促進（貿易、投資、知的財産、競争、政府調達等）



◆日・豪間貿易構造

- 協定発効後10年間で、
- ・往復貿易額の約95%の関税撤廃
- ・日本からの輸入額の約99.8%の関税撤廃 (2013年豪州貿易統計)
- ・豪州からの輸入額の約93.7%の関税撤廃 (2013年財務省貿易統計)



◆交渉の経緯

2006年12月、第一次安倍政権時に交渉開始を決定。

2014年7月、安倍総理訪豪時に、総理とアボット首相が署名。

◆豪州市場へのアクセス

鉱工業品：

大部分の品目につき即時関税撤廃

自動車：完成車輸出額の約75%が即時関税撤廃、残る完成車も3年目での関税撤廃

自動車部品：即時を含む主に3年目以内での関税撤廃

鉄鋼：即時又は5年目での関税撤廃

一般機械・電気電子機械（いずれも自動車部品を除く。）：即時関税撤廃

農林水産品：

全ての品目につき即時関税撤廃

◆日本市場へのアクセス

鉱工業品：ほぼ全ての品目につき即時～10年間で関税撤廃

農林水産品：

コメ：関税撤廃等の対象から除外

小麦：食糧用：将来の見直し

飼料用：食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化

生肉：冷凍：段階的に18年目に19.5%まで削減（現行税率38.5%）

冷蔵：段階的に15年目に23.5%まで削減（現行税率38.5%）

※輸入量が一定量を超えた場合に関税率を引き上げるセーフガードを導入

乳製品：脱脂粉乳、バター：将来の見直し

プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ：関税割当（枠数量を20年間かけて4,000トンから20,000トンに拡大/枠内は無税・国産品の使用を条件）

砂糖：一般粗糖、精製糖：将来の見直し

高糖度粗糖：精製用について無税とし、調整金は糖度に応じた水準に設定

ボトルワイン：7年間で関税撤廃

(注) 食糧用麦(小麦・大麦)、牛肉、乳製品、砂糖については、協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、見直しを行う。また、日本が第三国に与えた特恵的な市場アクセスの結果として日本の市場における競争力に重大な変化がある場合に、見直しを行う。(*)

* 見直しに係る協議の結果は予断されていない。



日・モンゴル経済連携協定



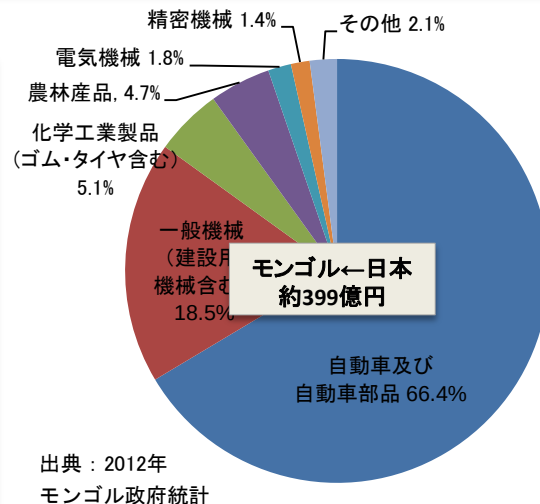
意 義

- 貿易の拡大やエネルギー・鉱物資源分野等における投資環境の改善を通じて、モンゴルとの「戦略的パートナーシップ」を一層強化。
- モンゴルからのエネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与（石炭、ほたる石、レアメタルを輸入。モンゴルは、金、銅等も産出。）。
- 民主化・市場経済化し、今後も中長期的な高成長が見込まれるモンゴルの経済成長を日本の経済成長に取り込む。
- 物品貿易、サービス、投資、電子商取引、競争、知的財産等のルールを盛り込んだ包括的な協定。モンゴルにとって初の経済連携協定。

交渉の経緯

- > **2009年7月**
バヤル首相(当時)が麻生総理(当時)に経済連携協定の締結を要望
- > **2010年6月～2011年3月**
官民共同研究
- > **2012年3月**
野田総理(当時)とバトbold首相(当時)の日モンゴル首脳会談で交渉開始を決定
- > **2012年6月～2014年7月**
7回の交渉会合
- > **2014年7月**
エルベグドルジ大統領の訪日時に大筋合意
- > **2015年2月**
サイハンビレグ首相の訪日時に署名

モンゴルの人口：約293万人
モンゴル一人当たりGDP：3,964米ドル
モンゴル在留登録の邦人数：420名
在モンゴルの日本企業拠点数：225
(いずれも2013年度版データ)



モンゴル市場へのアクセス

日本からモンゴルへの無税輸出の割合が、現状の総輸出額の1%未満から、発効後即時に約50%、10年間で約96%まで拡大

◆鉱工業品

●自動車及び自動車部品：

主力の4500cc以下の完成車(製造後0～3年)は即時関税撤廃、自動車部品及びその他の完成車はほとんどが10年以内の関税撤廃(総輸出額の7割弱)

●一般機械：

主力の建設用機械(ブルドーザー等)の即時関税撤廃を含む10年以内の段階的関税撤廃(総輸出額の20%弱)

◆農林水産品

●切り花、果実、味噌・醤油等：即時撤廃又は段階的関税撤廃

◆その他

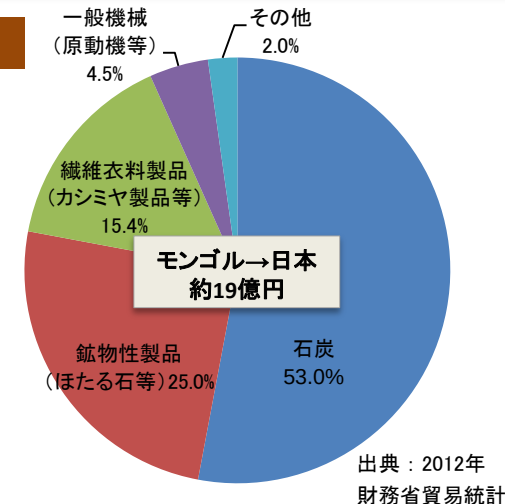
●清酒及び焼酎：即時関税撤廃

日・モンゴル間の貿易構造

往復貿易額の約96%を
協定発効後10年間で関税撤廃

モンゴルは日本からの輸入額の
約96%を10年間で無税に
(2012年モンゴル政府統計)

日本はモンゴルからの輸入額の
100%を10年間で無税に
(2012年財務省貿易統計)



日本市場へのアクセス

◆鉱工業品

ほぼ全ての品目について即時関税撤廃又は10年以内の段階的関税撤廃

◆農林水産品

●一部の牛肉調製品等：関税割当(現時点で輸入実績なし)

●ペットフード：

即時関税撤廃又は10年以内の段階的関税撤廃(現時点で輸入実績なし)